

会議の運営について（旭川市民生委員推薦会）

1 会議の公開・非公開について

確認事項	取扱い
(1) 会議の公開・非公開	非公開とする。 (理由) 民生委員法関係通達により，推薦会の会議は非公開とされているため。

2 会議の記録作成，公表について

協議事項	これまでの取扱い
(1) 発言内容の記載方法	要点記録方式とする。
(2) 発言者の記載の是非	匿名（A，B，C）で記載する。
(3) 会議の記録の確定方法	会議に出席した全員が確認することにより確定する。
(4) 会議の記録の公表	(3)により確認した後，速やかに公表する。 公表内容については，会議の開催日時，出席者，議題等についてのみとする。